

平成 27 年 10 月

## 老健局局長へ要望書提出について

一般社団法人全国訪問看護事業協会

9 月 16 日、老健局長に対し、特定事業所集中減算に関する要望書を提出いたしました。

(要望書は、別紙をご覧ください)

局長の反応は、概ね以下の通りです。

- ・現場の実情を伝えてくれてありがとう。
- ・訪問看護については、利用者にとってその訪問看護ステーションでなくてはならない理由等があり、そのことをサービス担当者会議等で確認されていれば「正当な理由」\*として除外になるため、要望書にあるような訪問看護ステーションの変更ということにはならないはずである。
- ・ケアマネジャーの役割・力量にも関係するかもしれない。
- ・実態を把握した上で、考慮する。
- ・いくつかの都道府県での見解が出ていてそれぞれ違っているが、それはそれで地域の実情に合わせてそれぞれ違っている。
- ・集中減算そのものを見直すつもりはない。必要なことだと思っている。

\* (居宅介護支援の正当な理由の例示：正当な理由かどうかは都道府県知事等の判断)

- ・居宅介護支援の実施地域に各サービス事業所が 5 事業所未満など少数
- ・特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ・判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下の小規模
- ・判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうちそれぞれの件数が 10 件以下などサービスの利用が少数である場合
- ・サービスの質が高いことによる、利用者の希望を勘案した場合、地域ケア会議等に当該計画を提出し内容の意見・助言を受けているもの
- ・その他正当な理由として都道府県知事等が認めた場合